

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年

長野県

まえがき

本県の協同農業普及事業は（以下「普及事業」という）、昭和23年の農業改良助長法発足以来、農業振興と地域の活性化のため、市町村や農業団体と連携し、次代を担う人づくり、組織づくり、地域づくりの支援を行うとともに、自らの課題解決に積極的に取り組む農業者の育成や試験研究機関が開発した高度な技術の普及と定着による農業所得の確保等に貢献してきた。

国においては、21世紀の農政の基本指針である「食料・農業・農村基本計画」が示され、普及指導員の役割が産地における開発成果の普及から産業化まで一貫した支援の役割を担うことが明記された。また、農業改良助長法の改正により、平成22年4月に制定された「協同農業普及事業の運営に関する指針」では従来の普及活動に加えて農産物のマーケティングや農業・農村の6次産業化への取り組み等が新たな普及指導員の活動領域として示されている。

このような国における情勢を踏まえて、今回作成した「協同農業普及事業の実施に関する方針」では、「長野県食と農業農村振興計画」の目指す農業・農村の将来像を実現するため、「農業の担い手の確保・育成」、「生産性・収益性の向上による農業者の所得確保」、「環境と食の安全に配慮した持続可能な農業生産の推進」、「地域農業の維持・発展に向けた仕組みづくり」を普及活動の4つの柱として重点的に取り組むこととしている。

今後、これまでより幅広い視野をもって地域課題等の重点的な課題に取り組むため、普及指導員の資質向上を図る研修を強化するとともに自己研鑽に努め、地域に根付いた普及活動を展開し、農業者の所得向上や農村の発展に向けた支援を展開するものとする。

目 次

第1	普及指導活動の課題	
1	農業の担い手の確保・育成	1
2	生産性・収益性の向上による農業者の所得確保	1
3	環境と食の安全に配慮した持続可能な農業生産の推進	2
4	地域農業の維持・発展に向けた仕組みづくり	2
第2	普及指導員の配置に関する事項	
1	普及指導員の配置	3
第3	普及指導員の資質の向上に関する事項	
1	研修の強化に努める事項	3
2	資質向上の方法	4
第4	普及指導活動の方法に関する事項	
1	活動体制	5
2	普及活動計画の策定と管理	6
3	普及活動の方法	7
4	普及活動の評価	9
5	試験研究機関との連携	9
6	農業研修教育の充実強化と食育への取組	9
第5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	
1	各種行政施策の活用	10
2	普及協力体制の整備	10
3	情報共有の強化	10

協同農業普及事業の実施に関する方針

第1 普及指導活動の課題

本県における農業振興施策は、「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づき、平成19年9月に策定した「長野県食と農業・農村振興計画」（以下「振興計画」という。）の目指す農業・農村の将来像を実現するため、総合的かつ計画的に実施しているところである。

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）においては、直接農業者に接し、振興計画の目標達成及び県施策の推進に向けて普及活動を展開するとともに、食料・農業・農村基本計画に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導を実施する。

全県的に取り組むべき課題は次のとおりとし、地域の実情に応じて普及活動計画へ設定する。

1 農業の担い手の確保・育成

農業従事者の減少、高齢化等を踏まえ、農業後継者や他産業からの参入者、女性・定年帰農者など、多様な担い手の確保と円滑な就農及び自立した農業経営が構築できるよう支援する。

このため、就農希望者のニーズ、習熟度等に応じ、就農相談から研修、就農準備と開始に至るまで段階的かつ一貫した支援を行う。

就農後は、営農目標や生活実態に応じて、必要な技術・知識等の習得機会を提供するほか、地域や農業者間による幅広い人的ネットワークを整備して、経営の安定化を図る。

- (1) 就農希望者の就農計画策定や受入支援事業等の研修制度の活用
- (2) 円滑な経営継承への誘導支援
- (3) 新規就農者の技術力・経営管理能力向上と経営改善への支援
- (4) 組織活動を通じた青年農業者の育成と地域農業のリーダー養成
- (5) 家族経営協定の締結促進による女性農業者の経営参画支援

2 生産性・収益性の向上による農業者の所得確保

意欲ある多様な農業者・経営体が将来に向けても経営を維持・発展していけるよう、生産技術に加えて経営管理・流通・販売に至る総合的な取り組みにより、豊かでゆとりある経営・生活が樹立できるよう支援する。

また、農業者や農業協同組合等の生産者団体と連携し、主要品目の産地の課題に対する技術・経営的な支援と革新的な技術の導入を推進する。

加えて、農業者が出口を見据えて生産から販売を行う実践的なマーケティングにより、主体的・戦略的に生産・販売体制を整備するための改善や仕組みづくり、適切な販売チャンネルの活用等を支援する。

さらに、農業や取り巻く自然・社会の物的・人的・知的な経営資源を有機的に結びつ

けて活用することで、地域の特色や品質特性等を活かした農産物のブランド化、観光産業とのタイアップ、地元食品企業等との連携による新たな需要の創出等により農業及び農産物の付加価値化を促進する。

- (1) 需要に応じた「買ってもらえる」農畜産物生産技術の確立と普及
- (2) 経営評価に基づく低コスト・省力化技術の確立と普及
- (3) 多様な経営体の経営管理・マーケティング能力強化への指導・支援
- (4) 農業者・組織が主体となったマーケティングや産地づくりへの支援
- (5) 地域の農業資源を活用した商品化・ブランド化・農業・農村の6次産業化・起業への支援
- (6) 農業分野における知的財産保護・活用の啓発

3 環境と食の安全に配慮した持続可能な農業生産の推進

本県農業が豊かで変化に富んだ自然環境と共生し、かつ消費者の安全で安心な食生活への要望に応えるため、地域毎の栽培実態や経営評価を踏まえて、資材等の適正使用及び持続性の高い農業生産方式の確立を図るとともに、耕畜連携等による資源循環型農業の取組みを支援する。

また、度重なる農作物への気象災害や中・長期的な気象変動を踏まえて、施設化と品種・作型構成等を組み合わせた総合的な対策を推進する。

- (1) 環境負荷の低減に向けた生産技術（IPM）・資源循環体系の確立と普及
- (2) 農業生産工程管理（GAP）の導入及び実施体制整備への支援
- (3) 農薬・肥料等の適正使用の推進
- (4) 気象変動等への中・長期的な対策の推進

4 地域農業の維持・発展に向けた仕組みづくり

地域の農業者が一体となって農業の振興や農村社会の活性化を進めていく観点から、まとめ役となる農業者や農業法人等の人材の育成・支援を行い、合意形成やビジョン作成の支援と地域課題解決への対応を図る。

特に、中山間地や担い手の不足が著しく個別経営のみによる農業・農村の存続が困難な地域では、多様な農業者の相互補完による労働力の確保等、地域営農の仕組みづくりを推進し、集落機能の再生と持続的な農業生産・農村の振興を目指す。

また、遊休農地の再生活用や発生防止を図るため、遊休農地の復旧、条件整備や農地維持体制を支援する。

なお、集落ぐるみの野生鳥獣被害防止対策を支援する。

- (1) 住民主体による地域農業・農地の維持に向けた仕組みづくりの啓発と支援
- (2) 地域農業を牽引するリーダーの育成と支援
- (3) 条件不利地の農業生産・農村の活性化に向けた取り組みへの支援
- (4) 集落ぐるみによる野生鳥獣被害防止対策の導入と取り組みへの支援
- (5) 遊休農地の利活用と発生防止に向けた啓発、取り組みへの支援
- (6) 地産地消活動に対する支援及び食育の推進

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

普及指導員（農業改良助長法第8条第2項各号の事務を行う者）の配置に当たっては、農業事情等地域の特性、専門項目、経験年数や年齢構成等に配慮し、地域農業改良普及センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置。以下「普及センター」という。）及び農業技術課に適正に配置する。

また、普及事業に携わる意欲と能力のある普及指導員を継続的に確保するため、行政や試験研究機関との人事交流に配慮するとともに、普及指導員資格未取得者も配置し、普及指導員資格取得の支援を行う。

(1) 農業技術課に配置する普及指導員（以下「専門技術員」という。）

高度化・多様化する課題に対応するための普及指導員の資質向上、試験研究機関及び関係行政機関・団体との連携や地域性等を考慮し、第1の各号に掲げる事項のうち、普及活動及び主要作物等の指導など重要事項に係る専門担当者を配置する。

なお、専門技術員の勤務箇所は、農業技術課、農業試験場、野菜花き試験場とする。

(2) 普及センターに配置する普及指導員等

普及センターに配置する普及指導員及び普及指導員資格未取得者（以下「普及指導員等」という。）は、地域における農業の実情や発展方向、作目構成等を考慮し、適正に配置する。

なお、組織として効果的な普及活動を行うため、原則として、市町村駐在の配置は、しないものとする。

(3) 農業大学校（農業者研修教育施設）への配置

農業大学校における研修教育を充実し、優れた農業の担い手を確保・育成するため、農業大学校へ普及指導員資格を有する職員を適正に配置する。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

農業技術の高度化・専門化の進展、農業者等の多様なニーズや需要に対応できる産地づくりなど、地域課題に応じた支援・指導に必要な普及指導員等の資質向上を図るため、次に掲げる事項について、研修の強化に努める。

なお、普及指導手当については、創設の主旨を踏まえ運用するよう努めるものとする。

1 研修の強化に努める事項

(1) 全ての普及指導員が備えるべき基本的資質

ア 経営管理指導に関する基礎知識

イ 担い手の育成・指導に必要な知識及び実践力（コミュニケーション力）

ウ 普及指導活動の原理と方法に関する知識

エ 知的財産の保護及び活用に関すること

オ 地域課題の解決を図るための、関係機関・団体等との連携を基本にしたコーディネート力

(2) 農業に関する高度（専門的）な技術及び当該技術に関する知識

ア 品目ごとの最新の知識、技術に関すること

イ 総合的病害虫・雑草管理（I P M）、農業生産工程管理（G A P）等の環境負荷の低減や農畜産物の安全性の向上に向けた技術に関すること

ウ 消費者等のニーズの把握、商品開発や流通販売の方法等マーケティングの実践に係る知識及び手法に関すること

エ 農畜産物の加工、農業資源の活用や農商工連携、農業・農村の6次産業化等に関すること

オ 野生鳥獣被害防止対策に関すること

2 資質向上の方法

普及指導員等の資質向上に当たっては、経験年数や技術及び知識の習得状況に応じて、国・県・普及センター段階で体系的・効率的な研修となるよう研修実施要領を別に定め実施する。

(1) 研修の企画

研修の企画に当たっては、専門技術員が普及指導員等の研修ニーズを勘案して、研修計画を立てる。

また、研修実施後は研修効果を把握し、次年度の研修計画に反映させる。

(2) 研修体系

ア 国段階の研修への派遣

独立行政法人等の研究機関で開発される最新かつ高度な技術・知識の習得のほか、農業・農村の6次産業化等、農政課題への対応などの知識や技術力のアップを図るため、国等が主催する研修会を積極的に活用する。

イ 県段階の研修

普及指導員等のニーズを踏まえ、経験年数や技術及び知識の習得状況に応じた研修区分を設け、次の研修区分により必要に応じて農業関係試験場や先進的な農業者・団体等の協力及び民間の有識者を活用して実施する。

① 新任者研修

新任者の実践的な技術・知識及び普及活動方法の早期習得を図るため、普及指導、試験研究、農業教育等の業務に携わる普及指導員等を対象に、必要に応じ養成を目的とした研修を行う。また、新任者に対し、経験豊富な普及指導員の中から担当者（トレーナー）を定め、活動手法等について、日常の普及活動を通じた実践的な指導能力の向上に努める。

② 特技強化研修

試験研究機関や民間企業等と連携し、農業技術等の高度化・専門化に対応する部門別の高度技術・知識の習得を図る。

③ 地域課題研修

農業の担い手育成、農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題解決のための普及活動方法の習得を図る。

④ 派遣研修

県内外の試験研究・民間機関等に派遣して専門技術・知識の深化を図る。

また、国際化に対応し得る資質向上を図るため、海外派遣研修についても考慮する。

⑤ 職場研修

各職場に研修管理者を置き、普及活動の効率化のために必要な事項について専門技術員等の協力を得て計画的に実施する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 活動体制

(1) 普及センターの設置

農業経営又は農村生活に係る指導・支援と地域の課題解決に迅速に対応した普及活動が効率的に展開できるよう、地域農業改良普及センターの設置に関する条例に基づき、普及センターを置く。

普及センターには、地域農業の特徴や普及センターの規模等の状況に応じて係を置き、業務を分担する。

(2) 支所の設置

地域的な課題等への対応や時間距離等を考慮し、効率的な普及活動を確保するため、長野県組織規則第178条に基づき支所を置く。

(3) 普及センターの各係及び支所の業務

普及センターは、係及び支所の組織体制に基づき、機能分担と相互連携を図りながら、農業改良助長法第12条第2項各号に規定する事務を行い、農業経営及び農村生活の両面から高度かつ総合的・重点的な普及活動の展開を図る。

普及センターに所属する普及指導員等は、長野県組織規則及び次に定めるところにより、その職務の遂行に当たる。

なお、すべての普及指導員等が直接普及活動に当たるものとし、各係及び支所においては、相互の連携による組織活動の充実と効率的な普及活動の推進を図るものとする。

ア 担い手・経営係

(ア) 普及センターの運営及び普及活動の企画・管理に関すること

(イ) 担い手の育成、女性農業者の支援に関すること

(ウ) 経営管理及び改善、制度資金、環境に関すること

(エ) 食育、農産物及び地域資源の活用に関すること

イ 技術係

(ア) 作物、果樹、野菜、花き、菌茸、畜産等作目別の専門技術指導に関すること

(イ) 土壌肥料、植物防疫、農業機械、農作物の生育情報に関すること

(ウ) 農業生産工程管理（GAP）及び総合的病虫害・雑草管理（IPM）等の導入と実践に関すること

ウ 地域係

市町村や関係機関・団体との連携調整を図りながら、集落営農の推進、野生鳥獣被害防止対策等の地域課題への対応、地産地消、グリーンツーリズムなど農村振興支援等、総合的な普及活動を行う。

エ 技術普及係

上記ア、イに掲げる業務を行う。

オ 支所

支所管内の地域を担当し、上記ウに掲げる業務を行うものとする。

なお、管内に特化した作目のある場合は、その作目を担当する。

(4) 専門技術員の業務

試験研究、行政等関係機関及び団体との連携を強化し、組織的・効率的な普及活動に対する支援、普及指導員等の資質向上のための活動を行うとともに、普及指導活動に関する総合的な企画調整を行う。

(5) プロジェクトチームによる活動

農業技術の高度化と地域農業における普及課題の多様化・複雑化の中で、大規模課題、難易度の高い課題、災害対策や病虫害防除等の緊急的な課題を迅速に解決するため、必要に応じて専門技術員及び普及指導員等によるプロジェクトチームを編成して活動する。

2 普及活動計画の策定と管理

(1) 普及活動計画

普及活動を計画的かつ体系的に展開するため、普及センターごとに普及活動計画を策定する。

ア 普及活動基本計画の策定

振興計画の推進方策、管内の農業・農村の現状と課題及び市町村農業振興計画等を踏まえ、農業の担い手育成及び地域農業の振興方策等に関する普及活動の課題、成果目標並びに目標実現のための活動について、概ね5ヶ年を目標とする基本計画を策定する。

なお、課題や目標については、市町村や農業協同組合等関係機関及び対象とする団体等と協議して設定する。

イ 単年度計画の策定

基本計画に掲げた当該年度に取り組む普及活動課題や内容等について、普及活動計画を策定して計画的な普及活動を展開する。

また、策定に当たっては、振興計画の年次計画、普及活動外部評価委員会による指摘事項、前年度の普及活動に対する評価や普及活動基本計画の進行管理及び農業者の動向等を踏まえて策定するものとする。

ウ 所内会議の開催

普及活動計画の進行管理と組織的活動を推進するため、定期的に企画運営会議等を開催する。

また、専門項目の知識・技能向上や重点活動の推進を図るため、必要に応じて科目等ごとの検討部会を設ける。

(2) 専門技術員の活動計画

振興計画の目標達成度、普及センターの普及活動計画及び地域の農業振興の課題等を踏まえ、普及指導員等の資質向上及び効率的かつ計画的な普及活動を支援するため、専門技術員活動計画を毎年度策定する。

3 普及活動の方法

第1の普及指導活動の課題に対応して取り組むべき対象者や課題を重点化し、普及活動計画に基づき効率的かつ効果的な普及活動を展開する。

(1) 基本的な考え方

ア 高度・先進技術の迅速な普及

農業者のニーズに即応した技術の開発や普及の迅速化を図るため、普及に移す技術事項の積極的活用及び農業関係試験場、独立行政法人、民間企業等との連携強化を図り、現地支援研究等現場解決型の調査研究活動等への取組みを積極的に進める。

イ 個別農業者に対応した経営改善支援

経営管理の実践などの経営改善につながる支援により、農業者の「生産者」から「経営者」への意識の転換を図り、農業者自らの経営判断によって販売の多様化や農村ビジネスの創造などの高度な経営展開や持続可能な農業経営に意欲的に取り組めるよう、画一的な技術指導にとどまらず、個々の農業者の発展段階に応じて総合的に支援する。

ウ 地域課題に対応した課題解決支援

市町村の振興計画及び地域の実状を踏まえ、地域の農業振興、農業・農村の活性化のために、関係機関・団体等と連携し、地域課題解決のための支援を行う。

また、活動の過程では、各関係機関が担うべき役割を明確にした上で活動を行うように努めるとともに、農業者が主体的に活動を展開するよう方向づける。

エ 関係機関・団体等との連携強化と役割分担

市町村、農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体等との連携強化を図りながら、地域の実情に応じてそれぞれの機能を生かした役割分担を行うとともに、民間企業の専門家等専門的な知識を有する者の活用や連携に努め、農業者等の要請に的確かつ迅速に対応する。

また、国等の関係機関と連携し、農業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した農業・農村の6次産業化への支援活動を行う。

(2) 普及指導員等の活動方法

ア 効率的、効果的な普及活動を展開するため、県施策の推進や地域の実情を踏まえ、重要度・緊急度・波及度に配慮し、重点対象者（農業経営士・農業士・農村生活マイスター等）及び重点課題を選定し、普及活動の選択と集中を図る。

イ 普及活動は、普及活動計画に基づいて計画的・組織的に実施するものとし、定期的開催する企画運営会議等で普及センター内の調整を図る。

- ウ 農政の重点施策や共通課題等に関しては、その背景と地域の実態を十分把握のうえ地域の課題としてとらえ、関係機関・団体との密接な連携のうえ、役割分担を明確にして計画的な普及活動を行う。
- エ 緊急的な課題や先端的な技術及び地域性の強い技術課題等については、必要に応じて試験研究機関等と連携し、調査研究活動や現地実証を行い、迅速な普及と課題解決を図る。
- オ 行政施策等の企画立案に関し、技術、経営、地域振興、組織育成等、専門的な立場から適切な助言・協力を行う。
- カ 農業者への栽培及び経営技術指導にあたって経営リスクが想定される場合は、十分な理解が得られるよう、必要に応じて、専門技術員と連携を図りながら指導する。

(3) 調査研究・研究会活動

普及活動における専門の事項又は普及指導技術及びその普及方法について、計画的、組織的に調査研究活動を行い、対象の課題解決と活動を通じた普及指導員等の資質向上、さらにはその効果を広く共有し有効活用する。

また、普及指導員等は、自らの資質向上の観点から、各種研究会に参加して技術・知識の習得に努めるものとし、県は研修会等の企画や参加に配慮する。

(4) 情報活動

各種関連情報の迅速な提供及び情報処理技術を活用した経営の分析・診断を推進するため、最新情報の収集・整理に努めるとともに、農業者等のニーズに即応した活動を展開する。

ア 普及センターの情報機能の充実強化

地域における農業情報の集積・発信の拠点としての機能充実に努める。

イ 各種普及活動情報の効率的な提供

農業者や県民に対して、ホームページ等を活用し、普及活動や調査研究活動等の成果を積極的にPRするよう努める。

ウ 情報の適切な取扱い

普及活動を行う上で収集した、個人、企業情報及び知的財産として保護が必要な情報については、適切に管理する。

特に、漏洩等の事故が発生しないよう厳重な管理に努め、他に提供する際には、情報提供者に事前に了解を得るなど適切な取扱いに留意する。

エ 農業者や県民に対して、普及活動や調査研究活動の成果について積極的にPRするよう努める。

(5) 活動記録の整備

計画的・継続的な活動の展開に資するため、課題及び対象ごとの活動経過を記録する。活動記録は、月別活動記録簿と活動日誌等とし、月毎に集計・分析して、普及活動に反映させるとともに、年度末に農業技術課へ報告する。

4 普及活動の評価

普及活動課題・計画内容・活動方法、活動実績及び成果等に対し、活動記録のほか振興計画の目標達成度を含む必要事項を調査・判定して総合的に評価を行い、次年度の普及活動に反映させ、効果的・継続的な普及活動の展開に資する。

また、内部評価の客観化と普及事業の活性化に資する観点から、外部有識者等による外部評価を実施する。

5 試験研究機関との連携

試験研究成果や開発技術の迅速な現地適応と普及・拡大は、普及事業の基本的活動の一つであり、「試験研究課題設定要領」（昭和51年7月制定）及び「普及に移す農業技術の取扱要領」（昭和51年9月制定）等に基づき、密接な連携を図りながら普及活動を行う。

(1) 試験研究に対する要望・提案事項の提言

普及活動を通じて把握した現地の技術課題の中で、解決が困難な課題については、専門技術員と十分検討の上、試験研究機関へ新しい試験研究課題として提言する。

(2) 試験研究成果の普及

ア 県の試験研究成果の普及

普及技術検討会において決定された「普及に移す農業技術」については、地域の各種条件を踏まえた適応性等について検討の上、迅速な普及に努める。

イ 研究成果のフォローアップ

普及組織においては、普及技術等の普及状況の把握に努める等、研究成果のフォローアップに努める。

ウ 県以外の試験研究機関等で開発された技術の活用

専門技術員が中心となって、関連する情報の収集と分析・検討を行い、課題解決のために有効と判断される新技術等については、指導資料として情報提供する。

6 農業研修教育の充実強化と食育への取組

優れた農業の担い手の育成と確保を図るため、農業経営に必要な高度で専門的な知識と実践的活動による技術の習得を推進する。

また、農業に対する理解の促進及び関心を深めるため、農業体験学習等の食育を推進する。

(1) 農業大学校における教育及び研修

農業の発展に寄与することを目的として、農業・農村を担う者を養成するため、長野県農業大学校条例に基づいて農業大学校を設置する。

ア 農学部は、青年農業者等農業を担うべきリーダーとして優れた人材を養成し、専門的かつ幅広い知識と技術を理論的に学習させるとともに、プロジェクト学習等を通じた実践的教育を総合的に実施する。

イ 研修部においては、就農希望者等に対する栽培、農業機械類の技術力向上研修を行うほか、農業者等に対して経営の発展段階に応じた研修を実施する。

また、農業への理解を深めるため、企業等を対象に農業体験研修を実施する。

(2) 先進的農業者等との連携

新規就農希望者等に対し、農業経営士や里親登録農業者等の先進的な農業者等と連携し、実践的な農業技術の習得と円滑な就農を支援する。

(3) 学校教育との連携

ア 義務教育段階

農業に対する正しい理解と親しみを深める観点から、学童農園や学校花壇の設置、地域農業の副読本の作成・活用、教員への農業研修・農作業体験及び農業施設の見学等を支援し、食育の推進を図る。

イ 高校教育段階

農業高校生等を対象に、学校・保護者と一体となって、就農への啓発活動、自営者相談活動及び先進農家体験実習等を実施するとともに、学校農業クラブと農業青年等との交流により、就農に対する意欲の醸成に努める。

(4) 食育への協力

市町村及び教育機関等が行う、農業体験学習や地産地消を目的とした活動の支援に努める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 各種行政施策の活用

農業の担い手育成・農業経営及び農村生活の改善、地域農業の振興等普及活動の効果的な展開のために、制度資金や補助奨励事業を有用な手段として、必要に応じて普及計画に位置付け、関係行政機関等と密接な連携のもと積極的に推進する。

- (1) 日常の普及活動を通じ、施策・制度、事業等について農業者等に啓発・普及する他、地域の実態や農業者の意向把握に努め、関係機関への提言や情報提供を行う。
- (2) 制度資金の活用にあたっては、農業者の自主的な経営改善意欲に配慮しつつ、適切な利活用について指導・助言する他、借り入れ後の指導を継続的に行う。
- (3) 補助奨励事業等の円滑な推進を図るため、計画段階から積極的に参画し、事業完了後まで各段階に応じて技術・経営面等総合的な指導・助言を行う。

2 普及協力体制の整備

農業者等に対する支援の効果を最大限に発揮するため、普及活動と各種行政施策や関係機関・団体との密接な連携を確保し、総合的な活動を行う。

また、農業経営者協会、農業士協会、地域の農業青年クラブ、PALネットなどの、農村生活マイスター協会、農村女性ネットワークなどの等、普及指導の重点対象者が参画する組織については、県施策の推進役として密接な連携を図る。

3 情報共有の強化

県域を越えた課題に対して、国等を通じて情報収集に努める。